

令和3年度 吹田市第3次環境基本計画の 進行状況に係る環境審議会評価(案)

【この冊子の位置づけ】

「令和3年度 吹田市第3次環境基本計画」に係る環境施策の実績集約・自己評価」をもとに、事務局で作成したものです。審議会委員の皆様にご意見を反映させますので、御意見がありましたら事務局まで御提出ください。

なお、いただきました御意見については、とりまとめの上お示しし、御審議していただきます。

■環境分野における新型コロナウイルス感染症拡大の影響について

令和3年度（2021年度）は令和2年度（2020年度）に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大が人々の生活に大きく影響しました。緊急事態宣言などにより、日常生活や社会経済活動は、制限されました。

環境分野においても、対面のイベントや講座が開催できないため、啓発活動を進めにくい状況が続いていますが、令和2年度（2020年度）に比べ、規制は緩和されており、新型コロナウイルス感染症対策を実施したうえで一部のイベントを開催しています。

ワクチン接種等の対策が進んだものの、当面は、新型コロナウイルス感染症が拡大する前の状態に戻ることは難しいと考えられます。環境分野の取組もこれらの変化に対応するため、これまでとは異なる対象者に対しても情報発信・普及啓発のチャンスと捉え、オンラインを活用した啓発活動の実施などをこれまで以上に進める必要があります。また、新型コロナウイルス感染症が終息後においても、一旦減少したごみ排出量や二酸化炭素排出量がリバウンドを起こさず、順調に減少させるため、市民・事業者と連携し、ライフスタイルや事業活動の転換を進めていく必要があります。

■重点戦略

1 環境保全・創造の基盤となる人・組織・仕組みを「はぐくむ」

市民への取組については、市民、事業者、行政の3者協働組織である「アジェンダ21すいた」等の団体との連携による啓発活動（すいたクールアースウィーク、すいた環境教育フェスタ等）、公民館での地域における環境教育等が進められています。

エコスクール活動簿の評価が21点以上の学校数は、活動簿を活用した継続的な活動により教職員や生徒の意識が高まり、令和2年度（2020年度）14校から21校増加し、35校になりました。

環境イベント参加者数については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による行動制限が令和2年度（2020年度）に比べ緩和されたことから増加しているものの、目標値には大きく劣るため、今後はオンラインなどを積極的に活用し、対面以外の環境啓発イベントの開催を検討する必要があります。

事業者への取組については、環境まちづくり影響評価条例や環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】に基づき、事業者への働きかけが進められています。

環境を中心とした多様な主体とのつながりの構築については、能勢町との連携による木材利用推進等の取組が進められており、公共施設の新築工事の際に地域材が使用されるなど、使用量が増加しています。また、本市と能勢町との地域循環共生圏の構築に向け、小学生を対象とした森と生き物のつながりや大切さを学ぶイベント「里山デイキャンプ」を開催しています。

今後、持続可能な社会に貢献する人材・事業者をはぐくむため、ライフスタイルや事業活動の転換に向けた取組を市民・事業者・市民団体と連携し、推進していく必要があります。

2 良好な環境を「まもる」

未来につながる環境を「まもる」視点から、公共施設への再生可能エネルギー設備の導入や太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入支援事業をはじめとした再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入拡大に向けた取組が進められています。また、講座等によるごみの減量・再資源化の啓発も進められています。これらの結果、市域の年間エネルギー消費量及び市民1人1日当たりのごみ排出量については、減少傾向にあります。

市民にとっての憩いの空間を「まもる」視点から、市民団体などが公園・緑地の清掃や特定外来生物の防除等の取組を進めていますが、令和2年度（2020年度）以降は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止しています。一方、生物多様性保全イベント参加者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止となったものも多かったが、行動制限が令和2年度（2020年度）に比べ緩和されたため、増加しています。引き続き、生物多様性に関する啓発活動やイベント等の実施により、生物多様性に対する関心を高めていく必要があります。

今後も、良好な環境を「まもる」ための取組を進めていく必要があります。

3 気候変動による影響に「そなえる」

気候変動による大規模災害に「そなえる」視点から、防災意識向上に向けた取組や応急給水体制の強化、雨水管路整備等のインフラ面での取組が進められていますが、連合自治会単位での自主防災組織の結成率や雨水排水施設の整備率については横ばいとなっています。

ヒートアイランド現象に「そなえる」視点から、透水性舗装の整備や高反射率塗料の導入等の取組が進められており、透水性舗装面積については目標値を達成しています。今後もさらなる増加を目指し、引き続き取組を進めていく必要があります。

また、SUITA MOTTANOCITY ACTION PLAN (SMAP) や環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】の手続を活用して、公共事業、開発事業ともに気候変動による影響への対策の促進が図られています。今後も、気候変動への適応の観点から、気候変動による大規模災害やヒートアイランド現象に「そなえる」ための取組を進めていく必要があります。

■分野別目標

1 再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素社会の転換

令和元年度（2019年度）のエネルギー消費量については、節エネルギー・省エネルギーを推進する低炭素型のライフスタイルが広まり、家庭部門の消費量が減少しています。一方で業務部門においては低炭素型のビジネススタイルが徐々に広まっているものの、第三次産業に係る従業員数の増加に伴い、電力消費量が増加し、微増となっています。

す。これらの結果、市域全体のエネルギー消費量は減少しています。

温室効果ガスの排出量については、市内全体のエネルギー消費量が減少したため、減少しています。しかしながら、特に家庭部門・業務部門における取組の強化なしには目標達成が極めて困難なことから、限られたエネルギー資源の中での節エネルギーの推進や、LED 照明等の省エネルギー機器の導入など、家庭でのライフスタイルや事業活動でのビジネススタイルの転換を強化する必要があります。

また、令和3年度（2021年度）は、**市民・事業者への省エネルギー機器及び再生可能エネルギーの導入についての啓発・誘導が実施されるとともに、市役所の率先行動として、これらの機器の導入が行われています。また、節エネルギーについても推進しています。**

今後、これらの取組を更に展開するとともに、市域における再生可能エネルギーの積極的な導入、省エネルギー機器等への更新・導入及び住宅の断熱化を進めるなど、脱炭素社会への転換を目指し、取組を加速させる必要があります。とりわけ市域で最もエネルギー消費量の割合が大きい家庭部門の削減を進めるためには、公共施設において、率先して再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等の更新・導入を進め、その成果やノウハウを市民へ情報提供することで、導入促進を図る必要があります。

更なる取組の強化に向けて、令和3年（2021年）2月に策定した「吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画」に定めた施策を、市民・事業者と連携しながら、積極的に取り組んでいく必要があります。

※節エネルギーとは、使用エネルギーを単純に削減することで、蛍光灯の間引き等が該当します。省エネルギーとは、エネルギーを効率よく使用するということで、LED照明の導入等が該当します。

2 資源を大切に作る社会システムの形成

令和2年度（2020年度）に比べ令和3年度（2021年度）は、家庭系ごみの排出量が減少し、事業系ごみの排出量が微増しています。これについては、新型コロナウイルス感染症拡大に係る行動制限が緩和され、在宅勤務を行う市民が減少し、社会活動が一部再開されたことが原因と考えますが、結果として、市民1人当たりのごみ排出量及び燃焼ごみの年間搬入量は減少しています。

リサイクル率については横ばいとなっています。また、市民の身近な環境活動の1つであるマイバグの持参率については、北摂7市3町と食品スーパーとによるレジ袋無料配布中止を趣旨とする協定に加え、令和2年（2020年）7月から国全体としてレジ袋有料化義務化（無料配布禁止等）されたことから、市民にマイバグ持参習慣が定着したことにより、目標値である80%を達成していますが、令和3年度（2021年度）は、令和2年度（2020年度）よりも持参率が低下しており、引き続き取組を強化していく必要があります。

全体としては改善傾向にあるものの、目標値未達成の指標については、取組の強化が必要であることから、令和4年（2022年）2月に策定された「吹田市第3次一般廃棄物処理基本計画」に基づき、更なる市民・事業者の意識の向上及び環境に配慮した行動への誘導を図る必要があります。具体的には、2Rを優先したごみの減量、分別によるリサイクルの促進、食品ロス削減の推進、プラスチックごみ削減の推進、三者協働（市民・事業者・行政）の推進等の取組を進めていく必要があります。

3 健康で快適な暮らしを支える環境の保全

環境汚染防止対策については、監視体制の充実や市民、事業者への啓発活動の推進により、着実に施策や取組が進んでいます。環境目標値達成率については2つの指標で目標値である100を達成しています。今後も、大気汚染や水質汚濁などの環境汚染に適切に対応するため、きめ細やかな規制や誘導、啓発を行う必要があります。

環境美化の推進については、市民、事業者と連携し、環境美化の啓発等を実施しています。令和3年度（2021年度）は環境美化推進団体の団体数が増加しています。引き続き、公共空間の美化に向けて、市民、事業者との連携・協働による取組を推進していく必要があります。

近年、都市部で注目されているヒートアイランド現象の緩和・抑制に向けては、SUITA MOTTANOCITY ACTION PLAN (SMAP) や環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】の手続を活用して、公共事業、開発事業ともに対策の促進が図られています。歩道等への導入が進んだ結果、透水性舗装面積については目標値を達成しています。

今後も、特に夏場における省エネルギーを推進するとともに、建築物・道路・駐車場の蓄熱抑制化など、地域特性に応じた具体的な施策や取組を進める必要があります。

4 自然の恵みが実感できるみどり豊かな社会の形成

生物多様性については、自然環境調査に係る事業として「すいたの自然2021」を令和4年（2022年）3月に作成しています。また、特定外来生物の防除等の取組を市民団体などが進めていますが、令和2年度（2020年度）以降は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止しています。

生物多様性保全イベント参加者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止となったものも多かったですが、行動制限が令和2年度（2020年度）に比べ緩和されたため、増加しています。引き続き、生物多様性に関する啓発活動やイベント等の実施により、生物多様性に対する関心を高めていく必要があります。

みどり分野については、「みどりの協定」に基づく取組などを行う団体数及び緑あふれる未来サポーター制度（公園）の登録団体数が増加しています。一方、公園などの面積及び市民1人当たりに対する都市公園面積については、開発事業に係る提供公園により、公園面積が増加しているものの、人口も増加しているため、横ばいとなっています。

今後も、平成28年（2016年）8月に改訂された「吹田市第2次みどりの基本計画

改訂版」に基づき、質及び量を共に重視した緑化などの取組を推進する必要があります。

5 快適な都市環境の創造

景観に配慮したまちづくりについては、景観パネル展の開催や景観まちづくり条例に基づいた、規制・誘導などの取組が進められています。まちづくりのルール（地区整備計画）の策定地区数及び景観に関するルール（景観重点地区）の指定地が増加しています。

交通環境については、市民向けの公共交通マップを作成・配布し、自動車利用の抑制を図るなど啓発が進んでいます。バリアフリー重点整備地区内の主要な生活関連経路などの整備延長及びコミュニティバス1便当たりの乗車人数については、昨年度に比べ、増加しています。

市域の開発については、すまいる条例や環境まちづくり影響評価条例、環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】を運用し、環境に配慮した開発事業の誘導が図られています。

今後も目標値達成のため、引き続き市民・事業者等への啓発や取組の支援を進めるとともに、環境に配慮した開発事業への誘導に取り組んでいく必要があります。